

# 岐阜県公報

第 六 百 八 十 九 号  
令 和 八 年 五 月 二 十 九 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

収用委員会規則	( 収 用 委 員 会 ) 二二二
岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	( 収 用 委 員 会 ) 二二二
告 示	
保安林に指定する予定である旨の通知	( 森 林 保 全 課 ) 二二三
道路の供用開始	( 道 路 維 持 課 ) 二二三
収用委員会告示	
収用の裁決手続の開始	( 収 用 委 員 会 ) 二二三
公 示	
落札者等に関する公示	( 市 町 村 課 ) 二二三
落札者等に関する公示	( 情 報 シ ス テ ム 課 ) 二二四
落札者等に関する公示	( 医 療 整 備 課 ) 二二四
土地改良区の施設管理規程の認可	( 農 地 整 備 課 ) 二二四
落札者等に関する公示	( 教 育 財 務 課 ) 二二五
土地改良区役員の退任	( 揖 斐 農 林 事 務 所 ) 二二六
土地改良区役員の就任	( 同 ) 二二七
土地改良区の定款の変更認可	( 同 ) 二二七
落札者等に関する公示	( 羽 島 特 別 支 援 学 校 ) 二二八
岐阜県収用委員会の審理の開始	( 収 用 委 員 会 ) 二二八

## 収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

岐阜県収用委員会  
会 長 森 裕 之

岐阜県収用委員会規則第二号  
岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則  
岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十三号中「揭示する」を「当該市町村の揭示場に揭示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「県」を「県公報に掲載し、及びその旨が記載された書面を県」に、「及び県公報に掲載する」を「若しくはその旨を県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同項第三十四号中「県の揭示場に揭示し、及び県公報に掲載する」を「県公報に掲載し、及びその旨が記載された書面を県の揭示場に揭示し、又はその旨を県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第二項中「揭示する」を「当該市町村の揭示場に揭示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町上字北庄二一九三の二、字初谷二四二九から二四三二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路 線 名	区 間	延（メ） ル ト長	供用開始 の 期 日	備（区） 定又の考 示年更の告 （か）月日
県道	白下 川呂線	加茂郡白川町中川字波反一七〇番一地从先から 同 郡 同 町 同 字 城 山 一 七 一 番 一 地 先 まで	七・六	令和 八・五・二九	令和 五・八・二五

岐阜県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路 線 名	区 間	延（メ） ル ト長	供用開始 の 期 日	備（区） 定又の考 示年更の告 （か）月日
県道	七富 宗加線	加茂郡七宗町神測字瀬戸一〇 六四番一地从先から	四・〇	令和 八・五・二九	令和 五・八・二六

同郡同町同字同一〇  
六七番一地先まで

### 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の  
裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和八年五月二十九日

岐阜県収用委員会  
会長 森 裕 之

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

高山都市計画道路事業三・四・一号花里本母線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地種等

土地の所在 岐阜県高山市花里町六丁目

地番	地目		地種(区)		収用しようとする土地の面積(区)
	公簿	現況	公簿	実測	
三四番	宅地	宅地	二一・巷	二二・四五	一四・二六

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県国土整備部用地課に備え置かれて閲覧  
に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 住所

株式会社大地 愛知県名古屋市中区錦二丁目七番七号プラウドタワー名古屋錦三〇〇八号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類  
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和八年五月二十八日

### 公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和八年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構  
理事長 椎橋 章夫  
東京都千代田区一番町25番地
- 6 契約金額 61,837,443円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物産物又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江崎 慎 英

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器更新及び維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和8年2月12日
- 4 落札者を決定した日 令和8年3月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号  
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店  
中部支店長 菱木 裕一郎
- 6 落札金額 1,305,216,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部未来創成局情報システム課情報システム係
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江崎 慎 英

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県救急・災害医療情報システムに係る導入・運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和8年2月12日
- 4 落札者を決定した日 令和8年3月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
株式会社NTTデータ  
代表取締役社長 鈴木 正範
- 6 落札金額 239,976,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療整備課医療整備係
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区の施設管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七條の二第一項の規定により、土地改良区の施設管理規程を認可したところ、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江崎 慎 英

- 一 土地改良区の名称 川辺町木曾川右岸用土地改良区
- 二 認可した管理規程 飯田川取水堰管理規程
- 三 認可年月日 令和八年五月十三日
- 四 管理規程の概要 飯田川取水堰の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるもの

株式会社大塚商会中部支社

岐阜県の物品調達又は特定役務の提供手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県岐阜市 岐 阜 県 支 社 長 上 村 親 志

- 1 調達物品の名称及び数量 ソフトウェア 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 2 月 10 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 3 月 27 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号  
株式会社大塚商会中部支社  
支社長 上村 親志
- 6 落札金額 55,727,566円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係  
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

株式会社大塚商会

岐阜県の物品調達又は特定役務の提供手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県岐阜市 岐 阜 県 支 社 長 上 村 親 志

- 1 調達物品の名称及び数量 校務用パソコン 2,113台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 3 月 4 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 4 月 15 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

株式会社大塚商会中部支社  
支社長 上村 親志

- 6 落札金額 414,556,450円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係  
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

株式会社大塚商会

岐阜県の物品調達又は特定役務の提供手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十六日

岐阜県岐阜市 岐 阜 県 支 社 長 上 村 親 志

- 1 調達役務の名称及び数量 学校間総合ネットワークセンターの再構築及び維持運用  
管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 3 月 4 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 3 月 26 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区富士見二丁目10番 2 号  
株式会社インターネットインテグレーション  
代表取締役社長執行役員 谷脇 康彦
- 6 落札金額 1,722,600,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係  
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

株式会社大塚商会

岐阜県の物品調達又は特定役務の提供手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達役務の名称及び数量 県立高等学校インターネット接続機器の構築及び運用保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 8 年 3 月 18 日

4 落札者を決定した日 令和 8 年 4 月 30 日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

株式会社大塚商会中部支社

支社長 上村 親志

6 落札金額 271,447,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県教育委員会事務局同教育財務課情報基盤係

(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川町	令和八年五月二十九日	理事	高橋 克郎	揖斐川町北方 一八四六番地二
同		同	細野 正人	揖斐川町北方 一四五三番地三
同		同	清水 清隆	揖斐川町上南方 一七〇七番地二

同	高橋 秀文	揖斐川町小島	一六三五番地
同	橋本 初広	揖斐川町小島	四四三番地一
同	早見 俊逸	揖斐川町上野	一〇七〇番地
同	内 田 悟	揖斐川町白樫	四五三番地一
同	林 幸雄	揖斐川町市場	一四〇五番地一
同	松 久行雄	揖斐川町新宮	五番地一
同	窪 田 好史	揖斐川町和田	三三四番地五
同	林 貞美	揖斐川町若松	一八三番地
同	寺 澤 忠廣	揖斐川町若松	二七五番地
同	安 藤 康雄	揖斐川町腰永	七八四番地
同	坪 井 悟	揖斐川町腰永	三三五七番地一
同	田 中 一	揖斐川町腰永	七一八番地二
同	橋 本 洋	揖斐川町和田	四七六番地一
同	遠 藤 正郎	池田町粕ヶ原	一三二〇番地の一
同	林 廣道	揖斐川町北方	一六六〇番地
同	林 幸義	揖斐川町北方 三〇八番地一の一	
同	高 橋 正美	揖斐川町上南方	九九一番地一
同	渡 邊 敏一	揖斐川町房島	一六二九番地
同	宗 宮 義和	揖斐川町房島	一五二二番地
同	牧 村 隆	揖斐川町三輪二七四四番地一五の二	
同	瀬 古 和世	揖斐川町志津山	四七二番地
同	水 谷 豊	揖斐川町上三野	一七二番地二
監事	内 藤 修	揖斐川町市場	一四一三番地
同	八 幡 一夫	揖斐川町三輪	一〇六一番地
同	杉 原 秀一	揖斐川町北方	一九二番地四
理事	森 本 英世	揖斐川町北方	一九四二番地八

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江崎 禎 英

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
同	令和八・四・一	理事	高橋 克郎	揖斐川町北方	一八四六番地二
同			栗田 剛司	揖斐川町北方	一四九二番地一
同			清水 清隆	揖斐川町上南方	一七〇七番地二
同			栗野 均	揖斐川町上東野	二二二番地一
同			橋本 初広	揖斐川町小島	四四三番地一
同			竹中 尚義	揖斐川町上野	七六九番地一
同			内田 宗元	揖斐川町白樫	二九〇番地
同			内藤 修	揖斐川町市場	一四一三番地
同			井口 義信	揖斐川町市場	一四六二番地一
同			窪田 忠	揖斐川町岡	六九番地
同			林 貞美	揖斐川町若松	一八三番地
同			寺澤 忠廣	揖斐川町若松	二七五番地
同			安藤 康雄	揖斐川町腰永	七八四番地
同			波賀野 靖一	揖斐川町腰永	一一〇九番地一
同			清水 美行	揖斐川町腰永	九三七番地

同 岡部 修 揖斐川町長良 一三六番地

同	橋本 洋	揖斐川町和田	四七六番地一
同	遠藤 正郎	池田町粕ヶ原	一三二〇番地の一
同	末永 浩一	揖斐川町北方	二〇四三番地一
同	林 廣道	揖斐川町北方	一六六〇番地
同	林 幸義	揖斐川町北方二三〇八番地一の一の一	
同	今村 敏美	揖斐川町上南方	五〇四番地一
同	高橋 正美	揖斐川町上南方	九九一番地一
同	長柄 由香里	揖斐川町大光寺	一七四番地
同	宗宮 善和	揖斐川町房島	一五二番地
同	牧村 隆	揖斐川町三輪二七四番地一五の二	
同	瀬古 和世	揖斐川町志津山	四七二番地
同	野口 敏博	揖斐川町三輪	二二一五番地
同	御田村 照義	揖斐川町新宮	三三番地
同	八幡 一夫	揖斐川町三輪	一〇六一番地
同	杉原 秀一	揖斐川町北方	一九二二番地四

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
揖斐川土地改良区	令和八・五・一八

落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立羽島特別支援学校スクールバス運行管理業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和8年3月30日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市藪田南五丁目12番3号 有限会社フロ・スタツフ 代表取締役 栗本 真行

6 契約金額 70,158,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県立羽島特別支援学校 事務室 (2) 所在地 羽島市正木町大浦230番地1

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

令和八年五月二十九日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

岐阜県

二 事件名

令和八年岐収委第一号及び第二号収用事件「高山都市計画道路事業三・四・一号花里本母線」

三 期日

令和八年七月十六日（木） 午前十一時から

四 場所

岐阜市藪田南五丁目十四番十二号 岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室